

令和8年度からの市・県民税の税制改正等について

【給与所得控除の見直し】(所得税・住民税共通)

給与所得控除について、55万円の最低保障額が下記のとおりに引き上げられました。

⇒給与所得控除額(改正された範囲)

給与の収入金額	給与所得控除額	
	～令和6年分	令和7年分
1,625,000円以下	55万円	65万円
1,625,000円超1,800,000円以下	給与収入金額×40%－10万円	
1,800,000円超1,900,000円以下	給与収入金額×30%＋8万円	

- ・給与の収入金額が、190万円超の場合における給与所得控除額には変更(改正)はありません。
- ・令和8年・9年分については、最低保証額の特例創設のため、さらに5万円が引き上げられます。

【特定親族特別控除の創設】(所得税・住民税共通)

・居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除します。

⇒特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) ※1	特定親族特別控除額 ※2
58万円超85万円以下 (1,230,000円超1,500,000円以下)	63万円 (45万円)
85万円超90万円以下 (1,500,000円超1,550,000円以下)	61万円 (45万円)
90万円超95万円以下 (1,550,000円超1,600,000円以下)	51万円 (45万円)
95万円超100万円以下 (1,600,000円超1,650,000円以下)	41万円 (41万円)
100万円超105万円以下 (1,650,000円超1,700,000円以下)	31万円 (31万円)
105万円超110万円以下 (1,700,000円超1,750,000円以下)	21万円 (21万円)
110万円超115万円以下 (1,750,000円超1,800,000円以下)	11万円 (11万円)
115万円超120万円以下 (1,800,000円超1,850,000円以下)	6万円 (6万円)
120万円超123万円以下 (1,850,000円超1,880,000円以下)	3万円 (3万円)

※1・・・特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※2・・・特定親族特別控除額の上段は所得税、下段()は住民税における控除額を表しています。

★特定親族とは？

→居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色(白色)専従者を除く。)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。なお、親族には、児童福祉法の規定により養育を委託された子(いわゆる里子)を含みます。

【扶養親族等の所得要件の改正】(所得税・住民税共通)

- ・基礎控除額の改正に伴い、次のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
- ・給与所得控除額の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられました。

⇒所得要件

扶養親族等の区分	所得要件 ※1 (収入が給与だけの場合の収入金額)※2	
	～令和6年分	令和7年分
扶養親族 同一年計配偶者 ひとり親の生計を一にする子※3	48万円以下 (1,030,000円以下)	58万円以下 (1,230,000円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下 (1,030,000円超2,015,999円以下)	58万円超133万円以下 (1,230,000円超2,015,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (1,300,000円以下)	85万円以下 (1,500,000円以下)

※1・・・合計所得金額の要件をいいます。

※2・・・特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※3・・・ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額をいいます。

【基礎控除額の見直し】(所得税のみ)

以下のとおり、所得税の基礎控除額の見直し等が行われました。

合計所得金額 ↓ ※2 (収入が給与だけの場合の収入金額)	《令和7年度税制改正後》		
	～令和6年分	令和7年分	
	●基礎控除額	基礎控除の特例額	★基礎控除額【最終】 ※1
132万円以下 (2,003,999円以下)	48万円 → 58万円 (+10万円 ↑)	37万円 →	95万円
132万円超336万円以下 (2,003,999円超4,751,999円以下)		30万円 →	88万円
336万円超489万円以下 (4,751,999円超6,655,556円以下)		10万円 →	68万円
489万円超655万円以下 (6,655,556円超8,500,000円以下)		5万円 →	63万円
655万円超2,350万円以下 (8,500,000円超25,450,000円以下)		48万円	0円
2,350万円超2,400万円以下 (25,450,000円超25,950,000円以下)	48万円		
2,400万円超2,450万円以下 (25,950,000円超26,450,000円以下)	32万円		
2,450万円超2,500万円以下 (26,450,000円超26,950,000円以下)	16万円		
2,500万円超 (26,950,000円超)	0円		

☆合計所得金額が、2,350万円超の場合における基礎控除額には変更(改正)はありません。

※1・・・改正後の基礎控除額に特例額を加算した額となります。なお、この加算は**居住者についてのみ適用されます。**

※2・・・特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。